

労働者派遣法第 23 条第5項及び同法規則第 18 条の2第3項に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

株式会社オフィスてら
令和 7年 6月1日現在

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 1. 派遣労働者数 | 13人 |
| 2. 派遣先事業所数 | 3社 |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 487, 615円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額 | 328,077 円 |
| 5. マージン率 | 33% |
| 6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等 | |
| 労使協定の締結の有無 | 有(協定の有効期間の終期: 令和8年6月1日) |
| 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 | すべての派遣労働者 |
| 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 | |
| 訓練内容 | |
| 作業手順に関すること等(派遣初期) OJT | 賃金支給:有／費用負担:無 |
| 事故時における応急処置等(派遣中) OJT | 賃金支給:有／費用負担:無 |
| 報道知識などの講習(派遣中) OFF-JT | 賃金支給:有／費用負担:無 |
| キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 | 相談窓口 総務部 電話 03-6452-8240 |